

【表紙】

【提出書類】 大量保有報告書

【根拠条文】 法第27条の26第1項

【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】 長島・大野・常松法律事務所
弁護士 中島徹

【住所又は本店所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー

【報告義務発生日】 平成27年9月30日

【提出日】 平成27年10月5日

【提出者及び共同保有者の総数（名）】 1

【提出形態】 その他

【変更報告書提出事由】

第１【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社小松製作所
証券コード	6301
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

第２【提出者に関する事項】

１【提出者（大量保有者）／１】

（１）【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（リミテッド・パートナーシップ）
氏名又は名称	ハリス・アソシエイツ・エル・ピー（Harris Associates L.P.）
住所又は本店所在地	60606、アメリカ合衆国イリノイ州シカゴ市スィート4600、サウスワッカードライブ111番地（111 South Wacker Drive, Suite 4600, Chicago, IL, USA, 60606）
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成7年6月8日
代表者氏名	ジャネット・エル・レアリ（Janet L. Reali）
代表者役職	ヴァイス・プレジデント・アンド・ジェネラル・カウンセル（Vice President and General Counsel）
事業内容	投資顧問及び投資一任契約に関する業務

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 上村 直子
電話番号	03(6889)7185

（２）【保有目的】

投資一任契約に基づき、資産運用の目的で保有している。

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			50,227,500
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q 50,227,500
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T 50,227,500		
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成27年9月30日現在）	V 971,967,660
上記提出者の株券等保有割合（％） （T / (U+V) × 100）	5.17
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）	

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、投資信託委託業者からその業者の設定する投資信託の運用を指図する権限を委任されて、法27条の23第3項第2号に該当する権限に基づき、その投資信託の運用を指図している。